

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 15 日（火）第3416号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
○漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
○道路の位置指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 公 告
- 平成30年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町清水字弥兵屋地1133番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所

南九州市川辺町野崎字赤木7321番 2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

南九州市川辺町野崎字桑水流前山2190番 1, 2198番, 2199番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
たけした矯正歯科	霧島市国分福島三丁目1460-3	平成30年 5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第567号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、与論加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

大隅地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 5 月 15 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 4 月 4 日	鹿屋市旭原町3592 番地38 有限会社一里山不 動産 代表取締役 福山敏昭	志布志市志布志町安楽字 権現原6073番 9	33.64	4.21

大隅地域振興局告示第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 5 月 15 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 4 月 27 日	鹿屋市旭原町3592 番地38 有限会社一里山不 動産 代表取締役 福山敏昭	肝属郡肝付町後田字中村 上2974番 9	34.87	4.21～4.25

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR麻王DX ぷらちなGLA	株式会社ソフィア	8P0150
ぱちんこ遊技機	CRケロロ軍曹 ぷらちなGL	株式会社ソフィア	8P0078
ぱちんこ遊技機	CR織田信奈の野望 巻ノ二 ぷらちなGL	株式会社ソフィア	7P1927
ぱちんこ遊技機	CRケロロ軍曹ZA	株式会社ソフィア	8P0108
ぱちんこ遊技機	CR不二子2L9BY2	株式会社平和	8P0124

公安委員会公告

平成30年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る平成30年度駐車監視員資格者講習及び認定審査を次のとおり実施する。

平成30年 5 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

平成30年 6 月 26 日（火）及び同月 27 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了審査

平成30年 7 月 4 日（水）午前 9 時から午前10時まで

(2) 認定審査の日時

平成30年 7 月 4 日（水）午前 9 時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 定員

講習及び認定審査の人員を合わせて10人

4 講習及び認定審査の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了審査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了審査を実施する。

なお、修了審査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の申請等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定審査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定審査を実施する。

なお、認定審査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

5 講習及び認定審査の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者

は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成30年5月21日（月）から同年6月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて10人になり次第受付を終了する。

8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099－206－0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。